

本文書 (以下「本証書」) は、エンドユーザー (以下「ライセンス所有者」) と Veritas Technologies LLC および/またはその子会社 (以下「ベリタス」) の間における法的合意です。本証書および本証書にて許諾された権利は、延長テクニカルサポート (定義については下記を参照) の提供対象となる基本ベリタスソフトウェア製品 (以下「ソフトウェア」) について、ベリタス使用許諾契約 (以下「使用許諾契約」) に基づく有効なライセンスと、ベーシックメンテナンスまたはエッセンシャルサポート (以下「基本サポート」) の有効なサポート契約 (以下「サポート契約」) を有するエンドユーザーにおいてのみ有効となります。本証書で定めていない用語については、ベリタスのエンタープライズテクニカルサポートポリシー、サポート契約、グローバルライフサイクル終了 (EOL) ポリシー、または使用許諾契約で定められた意味を持つものとします。本証書は、本証書の表面 (本証書の表面に記載されていない場合はお客様のベリタスライセンシング管理ポータルアカウントにおけるライセンス保有状況の詳細ページ) で特定した製品および/またはサービスに適用されます。

ここに記載の条件についてライセンス所有者に同意いただけない場合、ベリタスはライセンス所有者に本証書で定めるサポートを提供することができません。サポートの提供を受けた場合、ライセンス所有者はここに記載の条件に同意したものとみなされます。

**延長テクニカルサポートの提供:** 発行日を開始日として、ベリタスはライセンス所有者に対し、使用許諾契約に明記されたソフトウェアの使用が許諾されるベリタスの地域内で、延長サポートのライフサイクル期間中ライセンス所有者が購入した製品ファミリー内のソフトウェアについて延長サポートサービス (以下「ETS」) を提供します。ETS の対象となるソフトウェアについては、<https://sort.veritas.com/eosl> を参照してください。ETS は、下記の契約条件の下で、終了日まで提供されます。

- 24 時間 365 日利用できる Web ベースのコミュニケーションによるテクニカルサポートへのアクセス
- ベリタステクニカルサポート Web サイトへのアクセス
- ライセンス所有者からのサポートリクエストに応じて次に明記されるものに限定しての提供、すなわち、既知の修正、パッチもしくは回避策、既存のメンテナンスパック、またはベリタスのテクニカルナレッジベースからの情報

#### 契約条件:

- 支払い: ライセンス所有者が ETS を受ける権利を得るためには、必須の基本サポートと当該 ETS の両方の料金を支払うことが条件となります。料金がライセンス所有者から支払われず、ライセンス所有者への書面による未払い通知を行ってから 10 日が経過した後も未払いの状態が続いた場合、ベリタスは ETS の提供を中断または終了する権利を有するものとします。本証書で定められる基本サポートの維持および支払いの要件は、ベリタスと

ライセンス所有者の間における他の合意の下に定められる基本サポートの維持と支払いの義務とは別のものであり、その維持と支払いの義務を変更するものではありません。

- サポートポリシーの適用: 本証書に特に明記された場合を除き、ETS は、ベリタスのエンタープライズテクニカルサポートポリシー、グローバルライフサイクル終了 (EOL) ポリシー、およびその他のサポートポリシーに従って提供されます。これらのポリシーは、ライセンス所有者への事前のお知らせを行わずに改定および更新される場合があります。これらのポリシーについては、[https://www.veritas.com/support/ja\\_JP/terms/support-fundamentals.html](https://www.veritas.com/support/ja_JP/terms/support-fundamentals.html) を参照してください。
- サポート問い合わせ登録者: サポート契約で定められたサポート問い合わせ登録者のみが、本証書で定められた ETS についてベリタスのテクニカルサポートに問い合わせることができます。それ以外のサポート問い合わせ登録者を ETS に追加することはできません。
- プライバシーとデータ保護。本証書に基づきサポートをライセンス所有者に提供するために、ベリタスはライセンス所有者に特定の個人情報 (業務上の連絡担当者名、業務上の電話番号、業務上の電子メールアドレスなど) の提供を求めます。ライセンス所有者は、ベリタスがグローバルな組織であること、ならびにライセンス所有者が所在する国よりもデータ保護法による規制が緩い国を含め全世界規模でベリタスの関連会社、ベリタスのパートナーおよび下請業者が、ライセンス所有者の個人情報にアクセスする可能性があることを認めるものとし、かかる個人情報を提供することにより、ライセンス所有者はベリタスが上記の目的でこの情報を世界規模で利用、転送および処理することに同意するものとし、個人情報の使用について不明の点がある場合、ライセンス所有者は次の問い合わせ先に照会することができます。Veritas Technologies LLC - Privacy Lead, 500 East Middlefield Road, Mountain View, CA 94043, U.S.A. 電子メールアドレス: [privacy@veritas.com](mailto:privacy@veritas.com)。
- ETS の保証。ベリタスは、本証書に基づいて購入された ETS の実施日から 30 日間、ETS が一般に受容されている業界標準に即して実施されることを保証します。本項で保証されたとおりのサービスが実施されず、かつライセンス所有者が実施の日から 30 日以内に当該不順守をベリタスに報告した場合、ベリタスはその裁量において、当該不順守の ETS を是正するか、不順守の ETS に相当する支払い済み料金を払い戻します。これは本項に定める ETS 保証に関連して発生するライセンス所有者の排他的な救済手段であり、ベリタスの唯一の責任となります。

損害の免責。適用される法律により許容される最大限において、かつ、本証書で定める救済手段がその主たる目的を達することができるか否かにかかわらず、ベリタス、その販売店、サプライヤまたは代理人がその損害の発生の可能性を知らされていた場合であっても、ベリタスはライセンス所有者に対して次に規定される責任を一切負いません。

(i) 代替もしくは交換のための製品およびサービスの調達に関するあらゆるコスト、利益の損失、利用の損失、デー

タの消失もしくは破損、業務の中断、生産の損失、収益の損失、契約の損失、信用もしくは予測された費用削減の消失、もしくは管理者および従業員の時間の損失、または (ii) ETS の提供から直接的または間接的に発生した、特別、派生的、付随的、間接的損害。ベリタスの責任は、いかなる場合でも、該当する ETS の購入代金を超えないものとします。本証書のいかなる項目も、法律上排除または制限が認められない責任に関して、ベリタスの責任を排除または制限するものではありません。

統合: 本証書は、本証書中で別段に定義されていない限り使用許諾契約の関連条項により補足されたうえで、本証書中の主題事項に関する当事者間の完全な合意を構成し、別途書面での両当事者の合意がある場合を除き、当該事項に関する一切の事前の書面および口頭の合意に優先します。